

令和6年6月1日から 食材費等の高騰等を踏まえ、入院時 の食費の負担額が変わります

- ・ 令和6年6月1日から、今般の食材費等の高騰等を踏まえ、入院時の食事代の負担額が全世帯において変わります。
- ・ 下表②③市民税非課税の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」をご提示いただいて下表のとおり減額されます。

金額の赤色が新価格で青色が旧価格

区分		1食あたりの負担額	
①	一般の方	490円 (460円)	
②	住民税非課税 の世帯に属する方	90日までの入院	230円 (210円)
		90日を超える入院 (入院医療の必要性の 低い方は除く)	180円 (160円)
③	住民税非課税のうち、 所得が一定基準に 満たない方	110円(100円) 入院医療の必要性の低い方は 140円(130円)	

※ 指定難病患者、小児慢性特定疾病患者は令和6年6月1日から一般の方は**280円(260円)**、市民税非課税世帯の方は上表の通りとなります。

※ 64歳以下の方は、①もしくは②となります。

詳しくは、医事課までお問い合わせください。